

発電側課金について

第100回 制度設計専門会合
事務局提出資料

2024年8月27日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

- 発電側課金は、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2024年4月より導入されたところ。
- 本日は、発電側課金の制度運用を進めていくに当たって、追加で整理が必要な以下の点について検討を行ったので、その内容について御議論いただきたい。
 - ① 発電側課金における制限中止割引の取扱い
 - ② 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート等調査の実施

1. 発電側課金における制限中止割引の取扱い

2. 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート等
調査の実施

(参考) その他事項

発電側課金における制限中止割引について

- 2024年度から導入された発電側課金には、**緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において一定の割引が行われること**が、現行の託送供給等約款において規定されている（以下「制限中止割引」という）。

第45回制度設計専門会合 資料5
一部抜粋（2020年2月）

需要側の託送料金における取扱い

発電側課金における取扱い

割引率

- 低圧／500kW未満の高圧： 4%/日
- 500kW以上の高圧／特別高圧： 0.2%/時間

[考え方]

電気の使用を1か月間制限された場合に基本料金の負担が全額免除されるよう割引率を設定

- 低圧／500kW未満の高圧： 4%/日
- 500kW以上の高圧／特別高圧： 0.2%/時間

制限期間

※ 需要側においては系統からの供給が契約値よりも減少又は停止した期間、発電側においては系統側への出力が抑制又はゼロになった期間をいう。

- 低圧／500kW未満の高圧：
1時間以上制限された日を1日として計算

- 500kW以上の高圧／特別高圧：
1回10分以上制限された延べ時間(※)

(※)1時間未満の場合は30分以上は切り上げ。
なお、上記延べ時間については系統からの供給が抑制された量に応じて補正される。

[考え方]

低圧／500kW未満の高圧は、件数も多く、実務面の負担を軽減する等の観点から、日単位で制限時間を算出

- 低圧／500kW未満の高圧：
1時間以上制限された日を1日として計算

- 500kW以上の高圧／特別高圧：
1回10分以上制限された延べ時間(※)

(※)1時間未満の場合は30分以上は切り上げ。
なお、上記延べ時間については、系統側への出力が抑制された量に応じて補正される。

(注) 給電指令時補給（最大90分）については、①システム対応コストが相応にかかること、②当該サービスの提供先は、発電BGを形成している場合は、個別発電者ではなく、発電BGの代表者(発電契約者)であることを踏まえ、制限時間から控除しないこととする

発電側課金に制限中止割引が設定された経緯

- 需要側託送料金では、従前より制限中止割引が措置されていたことから、発電側課金においても導入すべきか否かについて、第42回、第43回及び第45回制度設計専門会合において議論された。その結果、以下の整理により発電側課金に制限中止割引が設定されることとなった。
- 緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引を手当することを基本とする。
- 発電側課金における具体的な割引水準・内容としては、需要側と同じ水準・内容とする。

(viii) 送配電設備都合により逆潮できない場合⁴

需要側の託送料金では、作業停止や設備故障等により電気が供給されなかった場合には、基本料金の割引が手当されている。発電側についても同様に、発電側課金（kW 課金）の割引を手当することが考えられる。⁴

緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引を手当することを基本とする。⁴

送配電設備起因による場合とは、設備故障時やメンテナンス等のための作業停止時に加え、系統容量に空きがない場合が考えられる。また、出力制御の予見性がない場合とは、出力制御（給電指令）のタイミングと抑制量について確たる予見性がない場合が考えられるが、具体的には以下のように整理する。⁴

- 電力広域的運営推進機関ルールに定められた調整手続きを経た年間計画及び月間計画に基づく作業停止など、予め出力制御のタイミングと抑制量について一定の予見性がある場合は、直前にその計画等が変更されて出力制御のタイミングや抑制量が変わったとしても、割引対象とはしない。⁴
- 設備故障や事故停止など、時間的余裕なく直ちに行われる出力制御（N-1 電制による制御を含む）、設備故障や事故停止など緊急時対応後に行われる作業停止については、出力制御の確たる予見性がないことから、割引対象とする。⁴

また、発電側課金における具体的な割引水準・内容としては、需要側と同じ水準・内容とする。⁴

発電側課金について
中間とりまとめ
一部強調
(2023年4月)

(参考) 発電側課金に制限中止割引が設定された経緯(1)

送配電都合により逆潮できない場合の取扱い

- 発電側基本料金は、系統利用者である発電側に対し、送配電設備の整備・維持・運用費用に与える影響(受益)に応じて負担を求めるもの。ただし、送配電都合により実際に送配電設備を利用できないこともある。したがって、逆潮できない場合の割引は、送配電設備に起因するものについて講じることが適当と考えられる。
- また、発電側は、系統連系技術要件やその他契約などの一定の条件の下で系統側に電気を逆潮させることとなっており、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比べても、発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低いとも考えられる。
- したがって、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、**送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引を手当する**ことを基本とし、具体的な割引対象や割引水準等については、需要側における取扱いも踏まえつつ、今後さらに検討を深めることとしてはどうか。

■ 上記考え方を踏まえた対応例 (案)

出力制御が要請される例	割引の適用	考え方
設備故障・事故停止時	有	設備の故障等によるものであり、出力制御の予見可能性がない
作業停止時(設備故障対応など計画外のもの)	有	設備の修理等によるものであり、出力制御の予見性がない/低い
作業停止時(計画的なもの)	無	大規模修理・メンテナンス等によるものであり、スケジュール等を事前に調整しているため出力制御の予見性はある
需給要因による出力抑制	無	発電が需要を上回る場合に出力を制御するものであり、送配電設備起因には該当しない
調整力契約に基づく出力抑制	無	需給バランスに起因するものであり、送配電設備起因には該当しない
N-1電制の発動時	有	N-1事故によるものであり、設備起因かつ出力制御の予見性がない

送配電設備都合により逆潮できない場合の取扱い (①割引対象)

- 第43回専門会合では、割引対象となる場合として、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、「送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合」を提示していた。※
※ 需給要因による出力制御や調整力契約に基づく出力制御は、需給バランスに起因するものであるため上記整理に該当せず、割引対象とはならない。
- 送配電設備起因による場合とは、設備故障時やメンテナンス等のための作業停止時に加え、系統容量に空きがない場合が考えられる。また、出力制御の予見性がない場合とは、出力制御(給電指令)のタイミングと抑制量について確たる予見性がない場合が考えられるが、具体的には以下のように整理してはどうか。
 - ① 広域機関ルールに定められた調整手続きを経た年間計画及び月間計画に基づく作業停止など、予め出力制御のタイミングと抑制量について一定の予見性がある場合は、直前にその計画等が変更されて出力制御のタイミングや抑制量が変わったとしても、割引対象とはしない
 - ② 設備故障や事故停止など、時間的余裕なく直ちに行われる出力制御(N-1電制による制御を含む)、設備故障や事故停止など緊急時対応後に行われる作業停止については、出力制御の確たる予見性がないことから、割引対象とする
- なお、上記整理に基づけば、ノンファーム接続も、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合として割引対象にすることが考えられるが、その料金的措置については別途検討をしていくこととしたい。

送配電設備都合により逆潮できない場合の取扱い (②割引水準・内容)

- 第43回専門会合では、需要側における取扱いも踏まえつつ、具体的な割引対象や割引水準等を検討していくこととしていた。
- 発電側基本料金における具体的な割引水準・内容としては、以下のとおり、需要側と同じ水準・内容としてはどうか。

	需要側の託送料金における取扱い	発電側基本料金における取扱い (案)
割引率	• 低圧／500kW未満の高圧： 4%/日 • 500kW以上の高圧／特別高圧： 0.2%/時間 [考え方] 電気の使用を1か月間制限された場合に基本料金の負担が全額免除されるよう割引率を設定	• 低圧／500kW未満の高圧： 4%/日 • 500kW以上の高圧／特別高圧： 0.2%/時間
制限期間	• 低圧／500kW未満の高圧： 1時間以上制限された日を1日として計算 • 500kW以上の高圧／特別高圧： 1回10分以上制限された延べ時間(※) (※)1時間未満の場合は30分以上は切り上げ。 なお、上記延べ時間については系統からの供給が抑制された量に応じて補正される。 [考え方] 低圧／500kW未満の高圧は、件数も多く、実務面の負担を軽減する等の観点から、日単位で制限時間を算出	• 低圧／500kW未満の高圧： 1時間以上制限された日を1日として計算 • 500kW以上の高圧／特別高圧： 1回10分以上制限された延べ時間(※) (※)1時間未満の場合は30分以上は切り上げ。 なお、上記延べ時間については、系統側への出力が抑制された量に応じて補正される。 (注) 給電指令時補給(最大90分)については、①システム対応コストが相応にかかること、②当該サービスの提供先は、発電BGを形成している場合は、個別発電者ではなく、発電BGの代表者(発電契約者)であることを踏まえ、制限時間から控除しないこととする

※ 需要側においては系統からの供給が契約値よりも減少又は停止した期間、発電側においては系統側への出力が抑制又はゼロになった期間をいう。

需要側託送料金の制限中止割引の取扱いについて

- 2024年1月17日に変更認可された託送供給等約款において、全ての一般送配電事業者について、以下の理由により需要側の制限中止割引は廃止されることとなった（2024年度は経過措置を設け2025年4月から廃止）。
 - 割引が適用される需要家のみならず、全需要家に割引原資を配分できる。
 - システム処理やシステム機能の簡素化によるコスト削減効果を料金に還元できる。
 - また、第72回電力・ガス基本政策小委員会（2024年3月29日開催）において、需要側の制限中止割引廃止を受けた災害時の特別な措置について検討が行われ、以下の整理が行われた。
 - 災害時の特別な措置には、制限中止割引が果たしていた機能と同等の仕組みを備えること。
 - 制限中止割引が廃止される2025年4月1日までに託送供給等約款等に規定すること。
- ※なお、発電側の制限中止割引の取扱いは、監視等委において別途整理が必要とされたところ。

7. 【報告事項①】一般規定の変更内容 (本委員会審議事項) 1 / 2

- 各一般送配電事業者より変更認可申請がなされた託送供給等約款のうち、本委員会で審議するその他の変更内容については、以下のとおり。

(1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

発電側課金の導入に係り、規定の追加を行う。主な内容は以下のとおり。

- 発電側課金の一般送配電事業者への支払いに関して、発電者と発電契約者が同一の者でない場合は、発電契約者が一般送配電事業者を代理して発電者から発電側課金相当額を回収し、一般送配電事業者に対して支払う。発電者と発電契約者が同一の場合は、直接、一般送配電事業者に対して発電側課金を支払う。
- 料金が支払い期日を経過してもなお支払われない場合や、発電契約者と一般送配電事業者が、発電者の料金等の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過しても、なお発電者から支払いがなされていない時、一般送配電事業者は系統連系受電契約（発電側課金に関する契約）及びその前提となる発電量調整供給契約を解約することがある。
- 緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引（発電側課金における制限・中止割引）を設定する。
※ （需要側）託送料金の制限・中止割引に関しては2024年度末をもって廃止することとしており、発電側課金における同割引の扱いに関しては、今後、論点になり得る。
- 発電者が同時最大受電電力※を超えて発電または放電した場合には、一般送配電事業者は、超過電力にkW課金単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額を契約超過金として請求することを規定。
※ 発電者の電気設備と一般送配電事業者の供給設備との接続点における最大電力（kW）で、発電契約者または発電者と一般送配電事業者との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値。
- 不使用月については発電側課金（kW課金）を半額とする。不使用月の判定は逆潮実績の有無で判断する。

【補足】需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止について

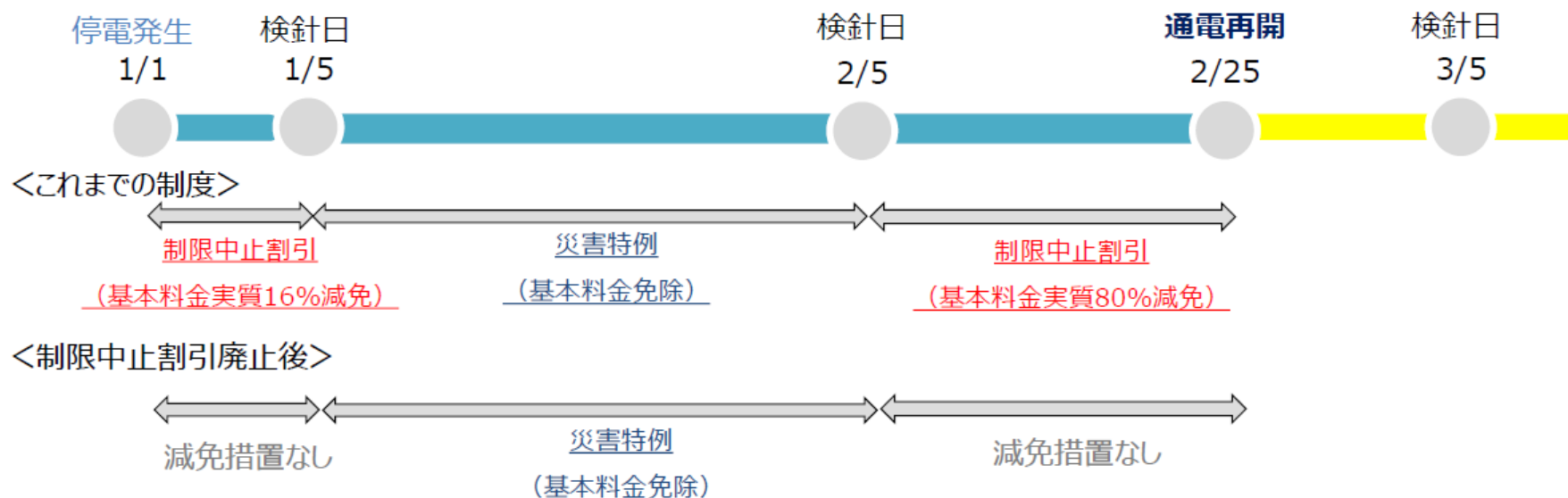
- 各一般送配電事業者を確認によると、当該割引を廃止する理由は、割引対象有無に関わらず全ての需要者に対して割引原資を還元できることに加え、当該制限または中止が託送供給等約款に定めた割引対象であるかの判定業務や割引の算定業務の縮減等の業務効率化に繋がり、託送料金の低減に寄与するためとのことであった。
- また、小売電気事業者への影響を考慮し、1年間の経過措置を設けて廃止することとし、この間、小売電気事業者に対して、当該割引を廃止することについて丁寧に周知していく予定とのことであった。

※ なお、自然災害等の発生に伴い、災害救助法が適用された地域においては、一般送配電事業者は、従前より、託送供給等約款以外の供給条件の認可を受け、基本料金の免除や料金の支払い期日を延長等を実施しているが、当該特例認可申請は、今後も適宜申請していく予定としている。

制限中止割引の廃止を踏まえた災害時の特別な措置について

- 制限中止割引は、災害発生時の被災者等の負担軽減を目的としたものではなく、前頁に示した事由を踏まえれば、割引制度の維持に係る費用等を考慮し、制限中止割引について、予定通り、廃止に向けた対応を進めることで問題ないと考えられる。
- 他方で、制限中止割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策として機能している実態や電気料金の公共性を踏まえれば、少なくとも規制料金（小売経過措置料金、託送料金等）については、災害時の特別な措置として、これまで制限中止割引が果たしていた機能と同等の仕組みを備えることが適当ではないか。
- また、自由化部門の小売料金については、あくまで各小売電気事業者の経営判断とはなるが、新電力を含む各小売電気事業者に対し、規制料金による措置を踏まえた対応を要請することが適当ではないか。

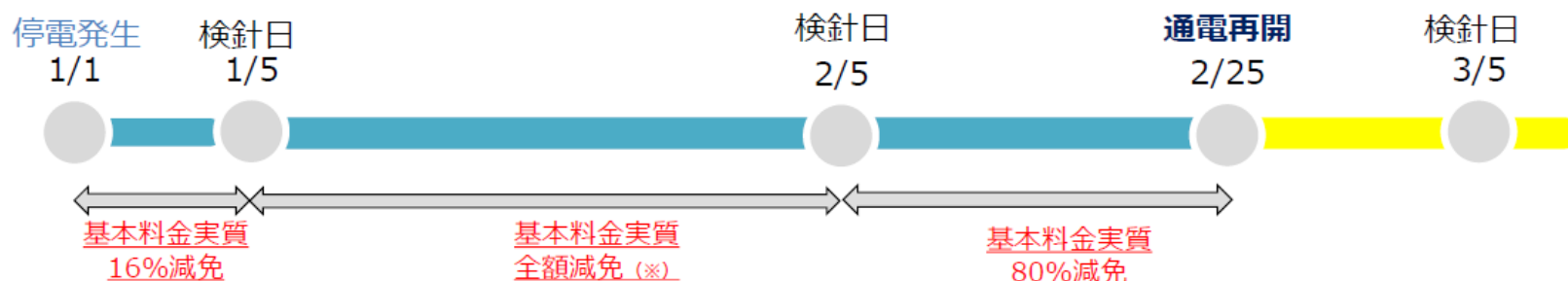
<毎月5日が検針日の需要家における制限中止割引の廃止後のイメージ>



災害時の特別な措置の具体的内容① (託送料金における対応)

- まず、全ての需要家に関係する託送料金における措置については、①需要家への分かり易さを確保しつつ、②一般送配電事業者のシステムコスト等を最小限に抑える観点から、**現行の制限中止割引の仕組みをベースとして措置することが適当**ではないか。※発電側課金部分の扱いについては、監視等委において需要側の取り扱いを踏まえつつ、別途整理が必要と考えられる。
 - 具体的には、現行の災害特例に制限中止割引の仕組みを組み合わせる形として、以下の仕組みとしてはどうか。
 - ①災害の発生に伴い、**災害救助法の適用**又は**激甚災害として指定**された場合であって、
 - ②当該適用又は指定がなされた地域において、被災により**1日の使用量が0となる需要家が生じた場合**に、
 - ③当該需要家からの申し出に基づき、**基本料金について1日毎に4%の割引**を行う。
 - なお、現行の災害特例については、災害の発生に伴い、災害救助法が適用される都度、電気事業法に基づく認可手続き等を経て措置を講じているが、①自由化部門の小売料金での対応の検討を小売電気事業者に求めるに当たっては、**託送料金での対応が明確になっていることが望ましいこと**、②**大規模災害発生時には、認可手続き等が速やかに行えない可能性**があること等を踏まえ、上記の措置については、**託送供給等約款等^(※1)において規定**することとし、遅くとも現行の制限中止割引が廃止される**2025年4月1日までに託送供給等約款等の変更^(※2)を行うことを一般送配電事業者に求めること**としてはどうか。
- ※1 離島等供給約款、最終保障供給約款を含む。 ※2 現行の災害特例に含まれる支払猶予等の措置を含む。
- その上で、極めて大規模な災害が発生した場合など、**追加的に需要家の負担軽減を図る必要等が生じた場合**には、必要に応じて資源エネルギー庁と一般送配電事業者で協議のうえ、これまでの災害特例と同様に、**電気事業法に基づく認可等を経て、約款以外の供給条件により柔軟な措置を講じることが望ましい**のではないかと。

< 毎月5日が検針日の需要家における「災害時の特別な措置」の適用イメージ >



※割引は検針期間毎に繰り返し適用。不使用日が25日以上の場合、基本料金は実質全額減免となる。

発電側課金における制限中止割引の取扱いについて

- 発電側課金における制限中止割引は、以下の観点から**需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側と同様に2024年度末をもって廃止する**※こととしてはどうか。
 - ① 発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様に送配電都合により送配電設備を利用できないことを踏まえ、**需要側の制限中止割引と同じ水準・内容で措置**されたこと。
 - ② 需要側の制限中止割引の廃止理由を踏まえると、**コスト削減効果を発現するには発電側においても同様の措置を執る必要がある**こと。
 - ③ 過去の制度設計専門会合での議論では、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比較して、**発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低い**という考え方が示されており、**発電側課金の制限中止割引が存続する合理性は乏しい**こと。

※発電側における災害時の特別な措置については、一般送配電事業者側からの託送供給等約款の変更申請を経て、電力・ガス取引監視等委員会で今後審査される予定。

1. 発電側課金における制限中止割引の取扱い
2. **発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート等
調査の実施**

(参考) その他事項

発電側課金の転嫁ガイドラインとアンケート等の実施について

- 発電側課金は、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されている。
- このため、発電側課金の転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電と小売との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（以下、「転嫁G L」とする。）の趣旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年に1回実施することと整理されたところ。

②転嫁状況の監視

転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用（契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等）がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。

なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定している。

発電側課金について
中間とりまとめ
一部強調
(2023年4月)

アンケート等の実施概要案（①調査対象）

- 発電側課金の中間とりまとめでは、調査対象について、「高度化法達成計画（非化石エネルギー源の利用目標達成計画）の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定」と整理されていることを踏まえ、今般、当該小売電気事業者及び発電事業者等を対象※にアンケート・ヒアリングを実施することとしたい。

※小売電気事業者：70社程度、発電事業者：30社程度の規模を対象した実施を想定。

①発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

- 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、発電と小売との協議が適切に行われるよう、今後、「発電側課金に関する既存契約見直し指針」（転嫁ガイドライン）を策定・制定することとしている。
- 転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用（契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等）がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを実施する。
- アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定。

発電側課金について
中間とりまとめ概要
一部強調
(2023年4月)



アンケート等の実施概要案（②調査項目）

- アンケートにおける調査項目イメージは、第65回制度設計専門会合（2021年10月開催）において、具体的な転嫁の状況等に係る確認事項をベースに検討するものと整理されていたことを踏まえるとともに、以下のとおり追加での確認事項も調査項目に加えることとしてはどうか。

【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

※下線部が追加確認事項

- ・発電側課金を知っているか。
- ・転嫁G Lを知っているか。
- ・相対契約による電力取引を行っているか。
- ・発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われたか。
- ・相対契約の見直し協議が行われた場合、いつ頃に協議が行われたか。
- ・協議の結果、発電側課金の転嫁が行われたか。また、いつから転嫁が実施されたか。
- ・発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行ったか。
- ・エリアによって発電側課金のkW課金及びkWh課金の単価が異なる場合があるが、どのように相対契約の取引価格に転嫁を行ったか。
- ・協議の際に何らかの工夫が行われたか。
- ・協議を行う際にトラブルは生じなかったか。

【小売電気事業者】

- ・相対取引で契約している発電事業者が卸電力市場や相対取引などの複数の方法で売電している場合、御社としては相対契約における発電側課金相当分の転嫁をどのように進めたか。
- ・発電側課金の導入に伴う需要側託送料金の減額分について、どのように想定したか。
- ・複数の発電事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように需要側託送料金の減額相当分を案分したか。

【発電事業者】

- ・卸電力市場や相対取引など、複数の方法によって売電を行う場合、発電側課金の転嫁をどのように行ったか。特に、相対取引に関しては、どのように転嫁の額を決めたか。
- ・複数の小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように発電側課金相当分を案分したか。
- ・御社の所属するグループの傘下に、小売事業者が存在する場合、グループ外とグループ内の小売電気事業者に対して、どのように内外無差別を確保したか。

2. 【論点2】適切な発電側課金の転嫁の担保方法

(参考) アンケートにおける項目イメージ

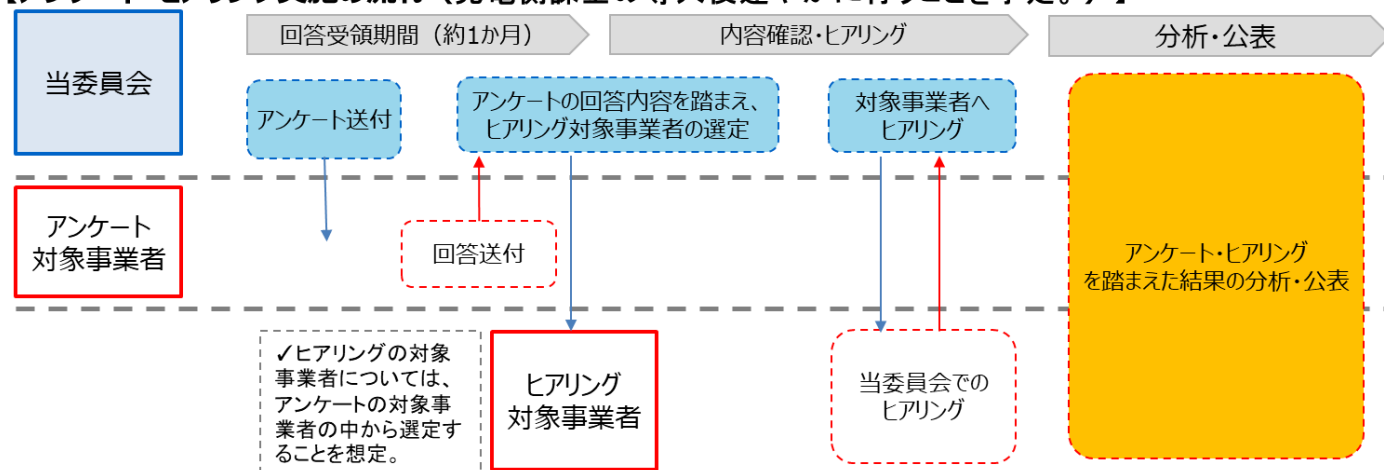
- 転嫁の協議状況を適切に把握する観点から、アンケートの具体的な項目内容については、以下をベースに検討することを想定。
 - ✓ 発電側課金を知っているか。
 - ✓ 発電側課金に関する既存契約見直し指針を知っているか。
 - ✓ 相対契約にて電力の取引を行っているか。
 - ✓ 相対契約の見直しに関する協議を行ったか。
 - ✓ 協議の際、こういった工夫が行われたか。
 - ✓ 協議の結果、転嫁が行われたか。
 - ✓ 協議を行う際、トラブルは生じなかったか。
 - ✓ (トラブルが生じた場合) どういったトラブルが生じたか。 等

アンケート等の実施概要案（③調査スケジュール想定）

- 本アンケート・ヒアリングについては、今後以下のスケジュールを念頭に対応する想定とし、調査結果の分析及び取りまとめた結果については、本制度設計専門会合において、適時ご報告・ご議論させていただく形としたい。
- 9月上旬 アンケート調査票の確定、送付準備
- 9月中旬 アンケート送付（回答期間は約1か月）
- 10月中旬 アンケート回収
- 10月下旬 アンケート回答内容の取りまとめ
- 11月 回答内容についての個別ヒアリング、調査結果の分析・取りまとめ

【アンケート・ヒアリング実施の流れ（発電側課金の導入後速やかに行うことを予定。）】

第65回制度設計専門会合 資料6-1
一部抜粋（2021年10月）



※本アンケート・ヒアリングは、契約交渉等の手続きが適正に進んでいるか等を確認するものであり、これに限らず、各事業者が当委員会に対し、個別案件等について情報提供することは、従前どおり、何ら妨げられるものではない。

1. 発電側課金における制限中止割引の取扱い
2. 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート等
調査の実施

(参考) その他事項

(参考) 代理回収委託契約が未締結となっている案件への対応について

- 発電側課金は、一般送配電事業者と発電側で締結する発電量調整供給契約の仕組みを活用して回収することとなっているが、発電BGに属して直接には当該契約を締結していない発電者に対しては、発電BGの代表者(発電契約者)に代理回収してもらう仕組みが制度上措置されている。
- 今般、発電契約者から発電者への受給料金の支払い頻度が毎月ではない場合に、発電側課金と受給料金の相殺ができないことを理由として、一般送配電事業者から発電契約者に対して代理回収業務の受託に応じてもらえず、一般送配電事業者から発電者に直接請求をせざるを得ないケースが一部において生じている状況。
- 発電側課金の制度趣旨を踏まえると、発電側課金の支払義務は発電BGに所属する発電者が負うことになっており、その課金回収に係る円滑な運用の観点からも、発電契約者の代理回収のスキームに基づく、一般送配電事業者の実務負担の軽減を考慮することは重要と考えられる。
※なお、足元の非FIT電源の導入状況や10kW以上のFIT地点における卒FITによる影響も踏まえると、今後同様のケースが増加することが想定され、一般送配電事業者の発電者への直接請求に係る業務負担が増大する可能性があるところ。
- 以上の状況を踏まえ、発電契約者におかれては、発電者への受給料金支払いが毎月ではない場合においても、発電側課金と受給料金の相殺、もしくは、相殺以外の方策として発電契約者から発電者への直接回収等の対応での実施の検討も含め、一般送配電事業者との代理回収に係る協議に適切に応じていただきたい。

<受給料金の支払い頻度が毎月ではない場合（現状生じているケース）>

